

新型コロナウイルス感染症 予防にご協力お願いします

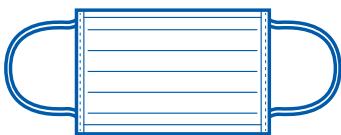
新型コロナウイルス感染症は、高齢者や持病のある人の重症化リスクが高く、
介護事業所ではクラスター発生を予防するために、さまざまな取り組みを行っています。
収束に向けて引き続き感染症対策の基本を徹底します。

手洗い



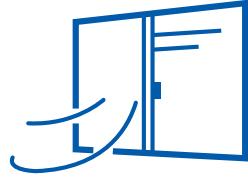
手洗い・手指消毒の
徹底をしています

マスク着用



スタッフのマスク着用を
徹底しています

換気



事業所の定期的な
換気をしています

パーテーション



人と人が対面する場所には
パーテーションを設置します

清掃と消毒



事業所内各所・備品の消毒
をこまめに行ってています

健康管理



スタッフの健康管理を
徹底しています

ウイルス感染経路の遮断

～介護サービス利用者への感染経路を遮断するための3つのポイント～

持ち込まない

手洗い・手指消毒の徹底、
体調不良を申告しやすい
環境づくり

拡げない

個室隔離や発熱対応の
担当者を固定、適切な個人用
感染防護具の使用

持ち出さない

着替えや、エプロン、
ガウンの適切な着脱、
汚染物の片付け



一般社団法人
全国介護事業者連盟



感染防止徹底宣言



〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1-4 西脇ビル404

TEL:03-5215-5063 FAX:03-5215-5064

E-mail: info@kaiziren.or.jp URL: http://kaiziren.or.jp/

東京都では、事業者向け
「感染防止徹底宣言ステッカー」の
活用を条例で定めています。

感染防止徹底宣言ステッカーは 東京都が策定したガイドライン
をすべて守っている事業者にのみ発行されるものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止チェックシートの項目をチェック、実践している事業者に発行されます。



新型コロナウイルス感染症 予防にご協力お願いします

新型コロナウイルス感染症は、高齢者や持病のある人の重症化リスクが高いことから、介護事業所ではクラスター発生を予防するためにさまざまな取り組みを行っています。

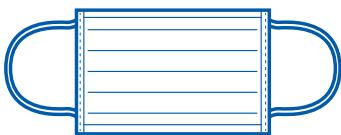
収束に向けて引き続き感染対策の基本を徹底し、大切な家族をまもりましょう！

手洗い



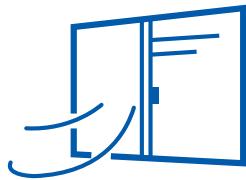
手洗い・手指消毒の徹底をしています

マスク着用



スタッフのマスク着用を徹底しています

換気



事業所の定期的な換気をしています

パーテーション



人と人が対面する場所にはパーテーションを設置します

清掃と消毒



事業所内各所・備品の消毒をこまめに行ってています

健康管理



スタッフの健康管理を徹底しています

◆ 新型コロナウイルスの症状について ◆

❖ 主な症状

新型コロナウイルスの主な症状は、4日以上続く発熱、呼吸器の症状（咳、痰、鼻汁、咽頭痛、喉のいがらっぽさ、呼吸困難、息切れ、喘鳴など）、だるさ、関節痛、頭痛、頭重感、めまい、嘔気、下痢などがあるとされています。特に**熱と呼吸器症状には注意**が必要です。また、鼻づまりがないにもかかわらず、味覚または嗅覚の消失がある場合も注意が必要です。

❖ 高齢者や持病のある人

高齢者や持病のある人は重症化や致死率が高いため特に注意が必要です。また、感染者の**約80%は軽症のまま治癒し、約20%は発症から1週間程度で重症化**します。

軽症のまま治癒

感染者の約80%

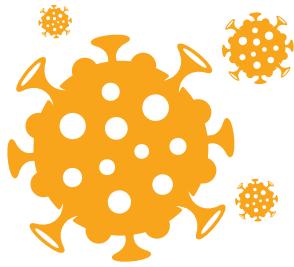
感染者の約20%

発症から1週間ほどで重症化



新型コロナウイルスの感染経路

新型コロナウイルスの感染経路は、接触感染と飛沫感染と空気感染です。



◆ 感染経路の遮断 ◆



『接触感染』

汚れた手指などで触れた物に付着
飛沫が手すりやテーブル、
ベッド周囲に付着

『飛沫感染』

ウィルスや菌が含まれている飛沫が飛ぶ

『空気感染』

飛んだ飛沫核が空气中を漂う

手指衛生で遮断



環境消毒で遮断



マスクで遮断



N95マスクで遮断

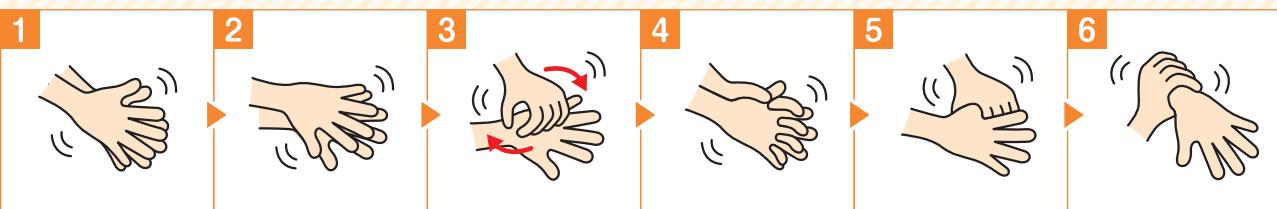


◆ 手洗いは感染対策の基本 ◆

手指を介した感染は、
感染経路として最も気をつけるべき点です。
手洗いは感染対策の基本になります。



❖ 手洗いの手順

流水で手を濡らし
た後、液体石けんを
つけ、手のひらをこ
する。手の甲をのばすよ
うにこすり洗いす
る。指先、爪を手のひら
の上でこすり洗い
する。

指の間を洗う。

親指と手のひらを
ねじり洗いする。

手首を洗う。

出典:東京都福祉保健局「【教材】高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防～正しい知識とケアの方法で高齢者を守ろう！～令和2年7月」を編集して作成
出典:厚生労働省『概要版 介護職員のための感染対策マニュアル 令和2年10月』を編集して作成

一般社団法人
全国介護事業者連盟

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1-4 西脇ビル404

TEL:03-5215-5063 FAX:03-5215-5064

E-mail: info@kaiziren.or.jp URL:<http://kaiziren.or.jp/>

感染防止徹底宣言

新型コロナウイルス
感染拡大防止中
○○○ × × ×

東京都

東京都では、事業者向け
「感染防止徹底宣言ステッカー」の
活用を条例で定めています。感染防止徹底宣言ステッカーは 東京都が策定したガイドライ
ンをすべて守っている事業者にのみ発行されるものです。新型コロナウイルス感染拡大防止チェックシートの項目を
チェック、実践している事業者に発行されます。

新型コロナウイルス感染症の収束に向けて 介護業界一丸となって取り組みましょう！

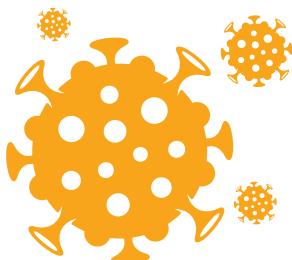
新型コロナウイルス感染症は高齢者や基礎疾患がある人の重症化リスクが高いことから、引き続き感染対策の基本を徹底し、クラスター防止に努めることが重要です。



高齢者施設における 新型コロナウイルス感染予防

日常業務の注意事項

事業所内に外部から感染症を持ち込まないよう、以下の点に注意しましょう。



◆ 職員の注意事項 ◆

- ❖ 検温などの体調管理 日頃から健康管理に努める。毎日、出勤前に検温し、発熱や咳など体調不良時は管理者へすぐに報告して無理に出勤しない。
- ❖ 家族に感染症状がある場合 管理者へ報告し、対応を相談する。
- ❖ 手指消毒 出退勤時、利用者ごと、ケアごと、防護具の着脱前後などは必ず手指消毒する。
- ❖ マスクの着用 勤務中はマスクを着用する。マスクは正しく着用する。マスクの表面は触らない。
- ❖ 休憩時や施設内の会議での注意 休憩室や会議室など、狭い空間に多くの人が集まらないよう注意する。
また、換気を定期的に行い、会話をするときはマスクをつける。
 飲食の際は会話を控え、向かい合わせに座らないよう気をつける。
 共有して使用するロッカーやテーブル、パソコンなどは定期的に清掃・消毒する。
- ❖ プライベートでの注意 なるべく人混みや密になりやすい場所を避ける。
 人混みに行く場合はマスクを着用する。
 新型コロナウイルス感染者と接触した可能性について通知を受け取るアプリを活用する。

◎新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)【厚生労働省】

アクセス→ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

◎東京都版新型コロナ見守りサービス【東京都】

アクセス→ <https://www.senryaku.metro.tokyo.lg.jp/ict/mimamori.html>



◆ 面会者やデイサービス等の利用者への対応 ◆

- ❖ 検温 面会時や送迎車に乗る前に検温し、発熱や咳などの症状がある場合は面会やサービスの利用を断る。
- ❖ 面会の制限 感染症流行下では緊急のやむを得ない場合を除き、面会を制限することが望ましい。
- ❖ 面会方法の工夫 対面での面会に替えて、テレビ電話システムやアプリでのビデオ通話などを活用する、あるいは広く換気ができる場所(地域交流スペースなど)で面会する。
 アクリル板を設置して飛沫防止対策を行った面会室を設置するなど、感染防止に配慮した面会方法を工夫する。



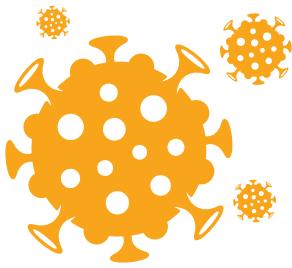
◆ 委託業者への対応 ◆

- ❖ 検温・物品の受け渡し 事業所内に入る場合は検温し、発熱や咳などの症状がある場合は立ち入りを断る。
 物品の受け渡し等は、場所を決めて対応する。



利用者の健康管理

利用者の毎日の健康状態をしっかりと観察し、症状の早期発見に務めましょう。



◆ 症状の早期発見 ◆

□新型コロナウイルス感染症を早期に発見するためには、利用者の日々の健康状態をしっかりと確認し、“いつもと違う”を見つけることが大切です。

□利用者の様子は、日常のケアのなかで観察していきましょう。

□新型コロナウイルス以外にも様々な感染症や病気があります。利用者の様子でなにか気になることがあれば、看護職員や医師に早めに相談しましょう。



◆ 早期発見のポイント ◆

- 利用者の毎日の健康状態を観察し、記録する。
- 利用者の健康状態を職員間で共有する。
- 看護職員は、発熱者の数をグラフ化するなどして、記録すると変化に気づきやすい。

利用者の健康状態を観察するポイント

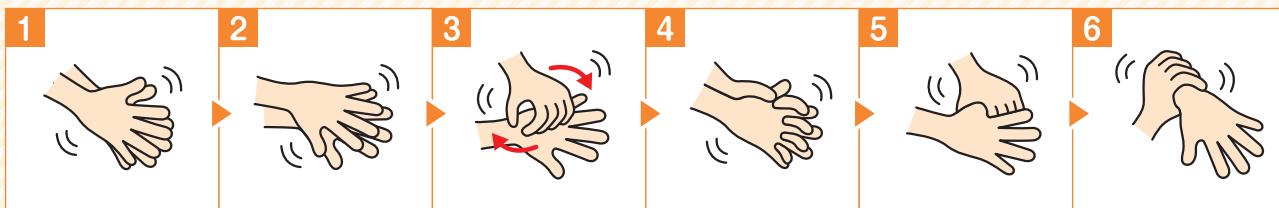
- ❖ バイタルサインの変化
体温、脈拍、血圧等
- ❖ 発熱や咳の有無
- ❖ 呼吸が早い
- ❖ 食欲不振
- ❖ 睡眠状態の変化
- ❖ 表情がさえない
活気がない

◆ 手洗いは感染対策の基本 ◆

介護職員の手指を介した感染は、感染経路として最も気をつけるべき点です。
したがって、手洗いは感染対策の基本になります。
「ケア前後の手洗い」「1ケア1手洗い」を徹底しましょう。



❖ 手洗いの手順



- 流水で手を濡らした後、液体石けんをつけ、手のひらをこする。
- 手の甲をのばすようにこすり洗いする。
- 指先、爪を手のひらの上でこすり洗いする。
- 指の間を洗う。
- 親指と手のひらをねじり洗いする。
- 手首を洗う。

出典:東京都福祉保健局『【教材】高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防～正しい知識とケアの方法で高齢者を守ろう！～令和2年7月』を編集して作成



一般社団法人
全国介護事業者連盟



〒102-0083 東京都千代田区麹町4-1-4 西脇ビル404

TEL:03-5215-5063 FAX:03-5215-5064

E-mail: info@kaiziren.or.jp URL:<http://kaiziren.or.jp/>

感染防止徹底宣言



東京都では、事業者向け
「感染防止徹底宣言ステッカー」の
活用を条例で定めています。

感染防止徹底宣言ステッカーは 東京都が策定したガイドラインをすべて守っている事業者にのみ発行されるものです。

新型コロナウイルス感染拡大防止チェックシートの項目をチェック、実践している事業者に発行されます。

